

報告Ⅳ要旨 高齢者犯罪の動向と対応

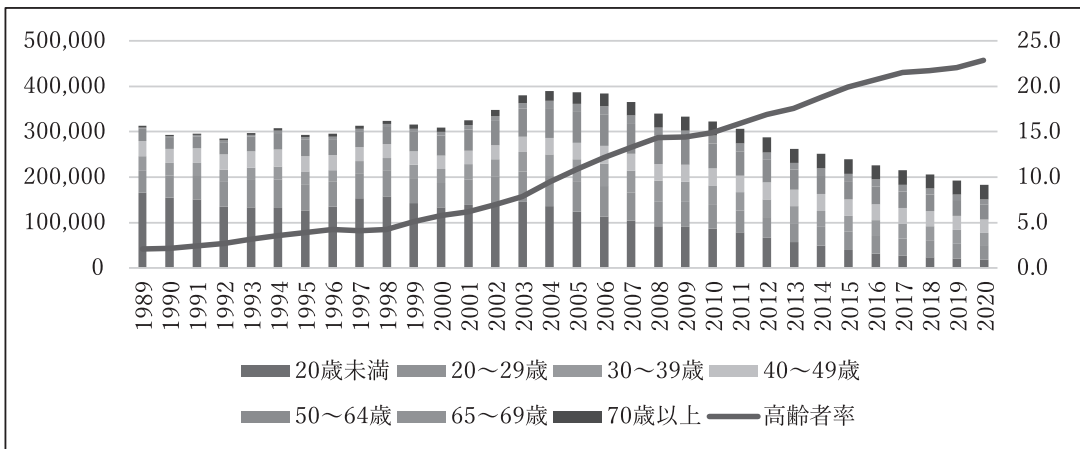
岡田好史

I はじめに

犯罪情勢全体を見ると、我が国の刑法犯認知件数は、2002年に戦後最多となる約285万件を記録した。こうした中、政府は、2003年に犯罪対策閣僚会議を設置し、犯罪抑止のための様々な取組を進めた。2003年以降、犯罪全体の認知件数は減少しており、とりわけ若年層の犯罪は顕著に減少している。2016年には100万件を下回るに至り、その後も刑法犯認知件数は減少し続けている。

年齢層別の刑法犯検挙人員及び各刑法犯検挙人員に占める高齢者¹の比率（高齢者率）の推移を見ると、高齢者の検挙人員は、2008年に4万8,805人でピークを迎えたが、1996年から2015年までの20年間で4倍弱も増加している。さらに、2015年以降、高齢者の検挙人員の65%以上を70歳以上の者が占めるようになり、2020年には74.8%に相当する3万1,182人（同14%増）となった。

刑法犯検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数）²



¹ 高齢者の用語は文脈や制度ごとに対象が異なり、一律の定義がない。「高齢社会対策大綱」（平成30年2月閣議決定）では、便宜上、一般通念上の「高齢者」を広く指す語として用いている。本稿においても、各種の統計や制度の定義に従う場合のほかは、一般通念上の「高齢者」を広く指す語として用いることとする。高齢者の定義と区分に関しては、日本老年学会・日本老年医学会「高齢者に関する定義検討ワーキンググループ報告書」において、65～74歳では心身の健康が保たれており、活発な社会活動が可能な人が大多数を占めていることや、各種の意識調査で従来の65歳以上を高齢者とすることに否定的な意見が強くなっていることから、75歳以上を高齢者の新たな定義とすることが提案されている。また、「高齢社会対策大綱」においても、「65歳以上を一律に『高齢者』と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや現実的なものではなくなりつつある」と述べているが、本稿においては、各種統計上において高齢者とされる犯行時の年齢が65歳以上の者を高齢者として扱うこととする。

² 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。犯行時の年齢による。2002年から2014年は、危険運転致死傷を含む。「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

本報告は、近年の高齢者犯罪に関する基本的なデータを外観し、その動向と対応について刑事法上の観点から問題の若干の検討を試みるものである。

Ⅱ 高齢者犯罪の動向

1. 検挙人員

2020年における高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比を見ると、罪名別構成比は窃盗 69.5%（うち万引き 50.9%、万引き以外18.6%）、傷害・暴行14.6%、横領 5.5%、詐欺1.8%、その他 8.6%である。高齢者では窃盗の構成比が高いが、特に、女性では約9割が窃盗であり、そのうち万引きによるものの構成比が約8割と顕著に高い。

2. 起訴猶予率

2020年の起訴猶予率を見ると、刑法犯及び特別法犯（道交違反を除く）における65～69歳の者及び70歳以上の者の起訴猶予率は、他の年齢層より高く、特に70歳以上の者では全体の起訴猶予率よりも高い。刑法犯で見ると、件数の多い窃盗の状況を受けて、高齢者は、全体で他の年齢層より高く、特に70歳以上の者では全体の起訴猶予率よりも高い。窃盗について、更に男女別に見ると、70歳以上の男性の起訴猶予率は、他の年齢層よりも顕著に高く、女性は、年齢層による起訴猶予率の差が男性ほど大きくないものの、他の年齢層よりも高い。

3. 入所受刑者人員

年齢層別の入所受刑者人員及び高齢者率³の推移を見ると、高齢入所受刑者の人員は、増加傾向にあり、2020年は2,143人（前年比4.8%減）であり、2001年と比べて約2.1倍に増加している。特に、70歳以上の入所受刑者人員の増加が顕著であり、同年と比べて約3.8倍に増加している。高齢者率を見ると、上昇傾向にあり、2020年は12.9%であり、2001年と比べて上昇している。

女性の高齢入所受刑者の人員も、同様に増加傾向にあり、2020年は336人（前年比1.8%増）で、2001年と比べて約5.7倍に増加している。特に、70歳以上の女性の入所受刑者人員の増加が顕著であり、2010年以降は一貫して65～69歳の女性の入所受刑者人員を上回っている。

4. 保護観察

高齢の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察開始人員及び高齢者率の推移を見ると、仮釈放者では、高齢者の保護観察開始人員・高齢者率は、増加・上昇傾向にある。70歳以上の仮釈放者は634人（前年比5人減）であり、1989年以降最多となった前年より減少した。2020年の高齢者の保護観察開始人員は、2001年と比べて約2.8倍に増加している。特に、70歳以上の人員では、約4.8倍に増加している。

保護観察付全部・一部執行猶予者では、高齢者率は、2016年に9.2%に達した後、2017年以降は毎年低下していたが、2020年は7.9%と上昇に転じている。2020年の高齢者の保護観察開始人員は、2001年と比べて約2.3倍に増加している。特に、70歳以上の人員は、約4.0倍であり、2011年以降

³ 入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。

は一貫して65～69歳の人員を上回っている。

5. 仮釈放

2020年における仮釈放による出所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が14.7であったのに対し、65～69歳が5.5、70歳以上は2.3であった。2020年の出所受刑者全体の仮釈放率が59.2%なのに対し、高齢出所受刑者の仮釈放率は、40.3%である。年齢層別に見ると、65～69歳は43.0%、70歳以上は38.6%であった。2020年の女性の高齢出所受刑者の仮釈放率は、65.1%、高齢出所受刑者人員総数の仮釈放率よりも高く、年齢層別に見ると、65～69歳は69.6%であり、70歳以上は63.6%と上昇傾向にあった。

6. 出所受刑者の再入所状況

2017年には高齢者の刑法犯検挙人員中の再犯者人員は2万3,911人で再犯者率は51.7%であった。初犯者・再犯者ともに減少しているが、再犯者は初犯者の減少ペースを上回っているため、検挙者数に占める再犯者の割合は、一貫して上昇を続け、2020年には49.1%となった。

出所受刑者について、仮釈放又は満期釈放の出所事由別の5年以内再入率は、総数及び仮釈放者では、非高齢者及び高齢者の間に大きな差はないが、出所年から2年以内まではこれと傾向が異なっている。総数・満期釈放者・仮釈放者のいずれも、高齢者の方が再入率が高くなっている。

Ⅲ 高齢者犯罪への対応

前述したように、高齢出所受刑者の2年以内再入率は非高齢者と比べて高く、再犯防止対策の観点からも、高齢者犯罪への対応は急務である。

わが国では、2016年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定された。また、再犯防止の観点から、2022年6月13日に「刑法等の一部を改正する法律」⁴が成立した。ここでは、従来の懲役および禁錮を廃止し、拘禁刑が新設され（改正刑法9条）、拘禁刑に処された者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるとされた（改正刑法12条）。そして、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」も一部改正され、受刑者の処遇は、その者の年齢も考慮することとなり（同改正法30条）、刑事施設における社会復帰支援が新設された（同改正法106条）。さらには、更生保護法の一部改正により、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整（同改正法83条の2）や、更生保護に関する地域援助（同改正法88条の3）も新設された。

高齢犯罪者の中には、高齢又は障害のために自立した生活をするのが困難であるのに、身寄りや帰住先等がなく、福祉の支援が必要な状況にありながら、適切な支援体制が確保されないまま、社会復帰を果たす上で困難な状況に陥っている者が少なからず存在する。

犯行の背景となった問題（孤立、貧困、障害、疾病等）が未解消の場合、刑事司法からのメッセージを誤って受け取った結果、犯罪性を強め、犯行を繰り返すおそれがある。刑事司法において発見された生きづらさを抱える高齢者の孤立を解消し、地域の相談支援機関等につながることで、「再犯防止」につながると考えられる。

⁴ 令和4年法律第67号。以下、改正刑法とする。

2015年からは更生緊急保護の重点実施が全国で試行され、起訴猶予裁定後に更生緊急保護の申立、更生保護施設等につなげている。起訴猶予の面談と相談支援も行われている。また、矯正施設及び保護観察所においては、厚生労働省の地域生活定着促進事業により設置された地域生活定着支援センターを始めとする多くの機関と連携し、2009年から、高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、生活環境の調整等について特別の取組を行う特別調整を実施している。

Ⅳおわりに

高齢犯罪者に対し、個別かつ的確な指導・支援の実現こそが再犯防止を推進する鍵であり、そのためには、まず、適切なアセスメントを通じて福祉的支援や犯罪性を改善するための指導等の必要性を見極める必要がある。その上で、福祉的支援を必要とする者については、犯罪をした者等が社会において孤立することなく再び社会を構成する一員となることを支援すると再犯防止推進法が規定する基本理念に則り（3条）、心身の状況に応じた福祉サービス等の提供が行われるよう、医療、保健、福祉等の関係機関との連携を図る必要がある（17条）。

高齢者やその家族が問題を抱えながら適切な対応ができず、犯罪に至るような事案に関しては、高齢者が前記問題を抱えがちであることを把握している刑事司法機関が地方公共団体や地域の福祉・医療機関等と連携し、犯罪に至る危険性をも踏まえた一層適切な対応を実施できるようになることにより、重大事犯の未然防止につなげていくことが期待される。

地域生活への移行をより円滑に行うための方策の一つとして、刑事司法機関への福祉専門職の配置とその拡充により、専門的な知識や技術を用いた、対象者との援助関係の構築、ニーズの把握、地域の相談支援機関へのつなぎ等を充実させていくことが高齢者犯罪、ひいては再犯防止に資すると考えられる。

ただし福祉が本人の任意性を前提とした契約主義に立っている以上、刑法が福祉に介入できる範囲はおのずと限定され、福祉が刑事司法的視点をとり込むことも慎重でなければならない。福祉は対象者の生活の質を向上させることで、本人の自立的生活支援するのが本務である。その結果として再犯にいたらずにすむことは福祉の反射的效果と考えるべきであろう。刑事司法と福祉の連携は必要であるが、高齢者の自立支援という視点を中心に据えていくべきであろう。

参考文献

法務総合研究所『各年版犯罪白書』

法務省『各年版再犯防止推進白書』

内閣府『各年版高齢社会白書』

日本刑法学会「特集 高齢社会と刑事政策」刑法雑誌53巻3号（2014）

太田達也「高齢者の犯罪—刑事法の観点から」老年精神医学雑誌28巻11号（2017）

日本犯罪社会学会「課題研究：超高齢社会における犯罪対策の基軸—高齢者による万引きを中心に」犯罪社会学研究43号（2018）